

頭ない。

問 住民の方々の考えの把握について。
答 住民の方々の受け取り方はいろいろあると思うが、2月の住民説明会では、全体を通して、「法定の合併協議会を設置し、その中で慎重かつ十分な協議を行う必要がある」というご意見が多かったと思っ

問 住民アンケートの実施について。
答 住民の意思を確認する手段として大変有効であると思うが、近年の合併協議の事例をみると、合併協議を一通り終えた段階で、住民投票あるいは住民アンケートによって、合併の是非については、住民の意思を確認した地域が見られる。鬼北町・松野町合併協議会では、現在6回の協議会が終了したが、現段階では、合併の是非を判断する材料があまりにも少ないのではないかと考えている。今後とも、協議会の中で様々な問題点を明らかにするとともに、住民の方々に少しでも多くの判断材料を提供し、その意向を聞きながらアンケート等を実施するかどうか検討していきたいと考えている。

問 町の財政状態では大きすぎる投資ではないか。
答 本事業は、テレビ難視聴対策、

問 鬼北町地域情報通信基盤整備事業について

プロードバンド対策、防災行政無線放送対策、携帯電話対策等の複数の地域情報化課題の整備について、一括して総合的かつ効率的に実施することにより、事業費の低減を図ることを目指している。しかし、ご指摘のとおり大規模事業であるので、複数年度での実施を考えている。本年度、一部事業の前倒しを行い、平成22年度までの3年で実施し、それにより単年度当たりの負担を少しでも軽減する考えである。

問 難視聴地域を優先しての事業実施について。
答 テレビ難視聴地域を優先して整備する場合、その地域のみを超高速プロードバンドをはじめとした新たなサービス環境を整備されることになり、結果、今度は近永地区をはじめとする町中心部が、逆に情報格差のある地域となる。近年、様々な格差が問題視される中において、このような町内格差が生じないよう、可能な限り短期間に集中して整備する必要性があると考えているので、この観点からも、大規模事業ではあっても町内全域の面的整備が必要であると考える。

問 国からの補助金について。
答 概算事業費32億円のうち、地域インターネット基盤施設整備事業補助金は、事業費10億円に対し

て補助率2分の1で補助金5億円、情報通信基盤整備推進交付金は、事業費20億円に対して補助率3分の1で交付金6億6千万円、合計11億6千万円を想定している。残りの2億円は設計監理業務などの補助対象外事業となっている。

問 宇和島市との連携の理由について。
答 宇和島市は、当町が基本計画の策定を実施している間に、国への事業申請を完了、事業費を予算化した段階となっており、計画段階での連携は難しい状態となっていた。そこで、計画段階で連携が可能であり、かつ地形的条件や地域情報化課題が極めて酷似している松野町との連携を実施したところである。しかし、宇和島市との連携も重要であると考えており、実施設計の段階では宇和島市と連携ができるよう協議を実施している。また、防災行政の観点から、当町の消防業務を担っている宇和島地区広域事務組合も含めた連携が可能な施設整備となるよう協議している。同様に、日吉地区からは西予市が目前であり、将来、県境を越えて、禰原町、四万十市、四万十町と連携することも視野に入れ、十分な対応が可能となる実施設計を作成し、無理無駄のない情報通信基盤の整備を実施していきたいと考えている。

問 連携する場合のケーブルテレビ事業者について。
答 現時点では決定していない。今後、複数のケーブルテレビ事業者での審査等を実施して、1事業者を選定することになっている。町情報化基本計画は、地理的条件や緊急時対応の観点から、隣接自治

体にある西予ケーブルテレビ株式会社か宇和島ケーブルテレビ株式会社のどちらかと提携することが望ましいとの判断が示されており、どちらかの事業者と提携することになると考えている。

問 整備を急ぐ理由について。
答 地上アナログテレビ放送の終了が平成23年7月に控えており、それまでに事業を完了させなければ、テレビが映らなくなるテレビ難視聴地域がある。また、国および県の政策目標として、平成23年3月末までに、すべての地域にプロードバンドを完全整備することが定められている。さらに、町中心部では地上デジタルテレビ放送やプロードバンドも利用できる環境がある一方、町周辺部となる山間部では、どちらも利用できないという町内での情報格差が発生していることから、少しでも早く事業を実施し、町内での情報格差を解消しなければならぬ。以上の3点の理由から、整備を急ぐ必要があると考えている。

問 町有地の管理処分状況について。
答 普通財産の管理は、企画財政課管財係が担当している。管財係は係長1名、主任1名の2名である。普通財産は、以前からある資料をもとに再度現地を調査し、図面、写真等の資料を作成した。その結果、遊休地は7筆確認した。配付している資料1の近永新町の雑種地は、近永バイパス建設後の残地で、現在は赤道として隣接する山林や墓地の入り口となっており、現状のまま置けば利用価値がないと判断している。資料2の町道北中線横の雑種地は、希望者

がある西予市が目前であり、将来、県境を越えて、禰原町、四万十市、四万十町と連携することも視野に入れ、十分な対応が可能となる実施設計を作成し、無理無駄のない情報通信基盤の整備を実施していきたいと考えている。